第３４回たつの市農業委員会総会（９月定例会）議事録

令和5年9月27日（水）午前10時から第34回たつの市農業委員会総会（9月定例会）を新館3階301・302会議室において招集した。

出席委員１６名　欠席委員　１名

1	上田　常雄	2	八木　正邦	~~3~~	－	4	右田　太郎
5	岩田きん子	6	三村　誠	7	丸山　忠昭	8	桝本　浩伸
9	小河　純一	10	水田　達實	11	山本　哲也	~~12~~	~~真殿　利晴~~
13	宮本　峰男	14	保田　義一	15	緒方　光男	16	猪澤　敏一
17	長谷川澄男	18	髙見　昭義	~~19~~	－		

事務局の出席者　3名

局 長	大野　泰弘	主　幹	井口　大介	副主幹	近藤　由香

１　開　　会

○会長（猪澤敏一委員）

あいさつ（内容省略）

２　開会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

只今から第34回たつの市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数等について、事務局から報告させます。

○事務局（大野泰弘君）

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は16名でありますので､農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

尚、12番真殿委員からは欠席の届出を受けております。

たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した

・利用目的の変更届について

・農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買の届出について

・農地法第18条の規定による合意解約の通知について

を別紙資料として、お手元に配布いたしておりますので、ご熟読の上、ご了承願います。

3　会議宣告

○議長（猪澤敏一委員）

これより会議に入ります。

日程第1「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。

たつの市農業委員会会議規則第18条第2項の規定に基づき、15番緒方光男委員、17番長谷川澄男委員にお願いします。

（「はい」）との声）

次に、日程第2「議案第218号　非農地証明願の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第218号　非農地証明願の承認について」

農地法第2条に規定する農地ではない旨の証明願が2件出ておりますので、ご説明いたします。

1件目の願い出地は、龍野町[redacted]の登記地目・田で現況は雑種地、面積は404㎡です。願い出人は、[redacted]、平成10年12月以前からゲートボール場として利用していたものでありまして、この度、地目を現況に合わせたいとの願い出がありました。

20年以上農地でないことは、平成11年撮影の航空写真において、すでに農地ではないことを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も雑種地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

2件目の願い出地は、龍野町[redacted]外1筆の登記地目・畑、現況は宅地、面積は合計200㎡です。願い出人は、[redacted]昭和41年に自宅を建築し、現在に至るまで宅地として利用しているものでございます。この度、家を建て替えるため、土地の地目を現況に合わせたいとの願い出がありました。

20年以上農地でないことは、固定資産税の課税資料において、昭和41年の建築を確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も宅地であることを確認しましたので、農地に

復元することは不可能と判断しました。
　よって、いずれも周辺農地に影響もなく、非農地と認定できるものと考えます。
　事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）
　議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。
（「なし」の声あり）
　ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
　ご異議なしと認め、「議案第 218 号」は原案のとおり承認されました。

　次に、日程第 3「議案第 219 号　非農地判断の承認について」を議題といたします。
　事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）
「議案第 219 号　非農地判断の承認について」
　農地法第 2 条に規定する農地ではないと判断する土地について、ご説明いたします。
　農業委員会は、農地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であり、農業上の利用の増進が見込まれない場合には、その土地が農地法上の農地に該当しない旨の判断をすることとなっています。
　農地に該当しないと判断した際には、土地の所有者及び関係機関等にその旨を通知します。
　この度の調査の結果、非農地判断することが相応である農地は、71 筆、19,401.74 ㎡でございます。
　いずれも農地に復元することは困難であり、非農地と判断できるものと考えます。
　事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 219 号」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第 4「議案第 220 号　農地法第 3 条の規定による地上権の設定について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第 220 号　農地法第 3 条の規定による地上権設定の承認について」

営農型太陽光発電設備を設置するために農地の上空に権利を設定する案件が 1 件出ておりますので、ご説明いたします。

なお、転用の内容に関しては後で出てくる議案第 224 号でご説明いたします。

また、この案件は耕作を目的としたものではありませんので、農地法第 3 条第 2 項の耕作要件等の審査項目は除かれます。

申請地は、新宮町[redacted]外 1 筆の田で面積は合計で 2,438 ㎡、借受人は[redacted]、貸出人は借受人の父で[redacted]、借受人は、近くの農地で現在、営農型太陽光発電施設を建築しており、この度、同様の施設を増築するにあたり、地上権の設定を行うものでございます。

周辺の農地や耕作への影響ですが、これまでどおり地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので案件につきましては承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 220 号」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第 5「議案第 221 号　農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第 221 号　農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」

3 条売買の案件が 7 件出ていますので、ご説明いたします。

1 件目の申請地は、龍野町[redacted]の田で面積は 631 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]、譲渡し人は、農地を相続したが、市外在住であるため農地の管理が難しく、現在、この農地を借り受け、耕作している譲受人へ譲渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、現在の耕作者であり、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

2 件目の申請地は、揖保町[redacted]外 2 筆の田及び畑で面積は合計 1,021 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]、譲渡し人は、市外在住であり農地の管理が難しいため、空家及び農地を売却したいと考えていたところ、野菜作りを始めたいと考えていた譲受人へ譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、農業経験はありませんが、野菜作りは農業経験が 20 年以上ある知人の指導及び協力のもと野菜を栽培するとのことでありま

す。必要な農機具も確保予定であり、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

3 件目の申請地は、神岡町[redacted]の田で面積は 2,910 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]、譲渡し人は、市外在住であり農地の管理が難しいため、引き受け手を探していたところ、耕作地を取得したいと考えていた譲受人へ譲渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

4 件目の申請地は、揖保町[redacted]外 1 筆の田及び畑で、面積は合計 1,683 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]、譲渡し人は、市外在住であり農地の管理が難しいため、譲受人へ農地の引き受けを申し出たところ合意に至ったものでございます。

譲受人は地元で耕作しており、今後も農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

5 件目の申請地は、新宮町[redacted]外 1 筆の田で、面積は合計 2,863 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]、譲渡し人は、市外在住であり農地の管理が難しいため、引き受け手を探していたところ、耕作地を取得したいと考えていた譲受人へ譲渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人は地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後も農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

6 件目の申請地は、新宮町[redacted]外 1 筆の田で面積は合計 1,865 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]、譲渡し人は、農地から遠くに住んでおり農地の管理が難しいため、引き受け手を探していたところ、耕作地を取得したいと考えていた譲受人へ譲渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人は地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後も農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

7 件目の申請地は、揖保川町[redacted]外 5 筆の田及び畑で面積は合計 7,623 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]、譲渡し人は市外在住であり、今後土地を耕作する意向はなく、現在、農地の管理を依頼している譲受人へ農地の取得を申し出たところ、耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人へ譲渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人は地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後も農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め議案第 221 号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第 6「議案第 222 号　農地法第 3 条の規定による所有権移転・贈与の承認について」を議題といたします。

なお、1 件目、議案番号 9326 及び 2 件目、議案番号 9327 については、私、猪澤に関する事項を含んでおります。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により議事参与が制限されますので、先にこれ以外の案件を審議することといたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第 222 号　農地法第 3 条の規定による所有権移転・贈与の承認について」

3 条贈与の案件が 4 件出ていますが、まず、1 件目の議案番号 9326 及び 2 件目の議案番号 9327 を除いて、ご説明いたします。

3 件目の申請地は、誉田町[redacted]外 1 筆の畑で、面積は合計 135 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は、[redacted]、譲渡人はこの農地を耕作しておらず、実際に耕作している親族へ贈与することで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、現在の耕作者であり、必要な農機具も所有しているため、今後もすべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

4 件目の申請地は、新宮町[redacted]の田で面積は 691 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]、譲渡し人は、市外在住であり、農地の管理が難しいため、地元で耕作している親族に農地の管理を頼んでいたが、この度、農地を譲渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地元で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 222 号」議案番号 9326 及び議案番号 9327 を除き、原案のとおり承認されました。

次に 1 件目の議案番号 9326 及び 2 件目の議案番号 9327 についてですが、私、猪澤に関する事項を含んでおりますので、退席いたします。

この案件に関する議事進行は八木職務代理者へお願いします。

（猪澤委員　退席）

○議長（八木正邦委員）

会長が退席の間、議長を務めさせていただきます。

それでは 1 件目の議案番号 9326 及び 2 件目の議案番号 9327 について、事務局に議案を朗読させ説明させます。

○事務局（井口大介君）

1 件目の申請地は、揖西町[redacted]外 3 筆の田で面積は合計 7,566 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡人は、[redacted]、譲渡人は、現在、農地を貸出しているが、今後、農業をする意向はなく、現在の耕作者である譲受人へ譲渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用す

るかどうかですが、現在まで譲受人はこの土地の耕作を任されており、必要な農機具一式も所有していますので、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと考えます。

2 件目の申請地は、揖西町[redacted]の田で面積は 1,223 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡人は、[redacted]、譲渡人は、現在、農地を貸出しているが、今後、農業をする意向はなく、現在の耕作者である譲受人へ譲渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、現在まで譲受人はこの土地の耕作を任されており、必要な農機具一式も所有していますので、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと考えます。

よって、いずれも農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（八木正邦委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、議案番号 9326 及び議案番号 9327 は原案のとおり承認されました。

ここで議長を交代します。

（猪澤委員　入室）

次に、日程第 7「議案第 223 号　農地法第 4 条の規定による使用目的変更に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第 223 号　農地法第 4 条の規定による使用目的変更に対する意見について」

4 条案件が 1 件出ていますので、ご説明いたします。

申請地は新宮町[redacted]の田で面積は 1,340 ㎡の内 0.28 ㎡、申請人は、[redacted]、転用目的は、自己所有農地に営農型太陽光発電パネルを設置するものでございます。

農振農用地区域でありますが、例外的許可事由によりまして、営農型太陽光発電施設の支柱部分を 3 年間、一時転用するものでございます。

工事計画は、許可後 30 日で太陽光発電パネルを設置します。

必要な資金は自己資金で賄いますので、残高証明書で必要な資金が準備できることを確認しました。

太陽光発電パネルの下で行う水稲の栽培について、第 3 者による調査の結果十分な日照時間は確保出来き、収穫量も地域の平均単収の 20%以上の減収にはならないとの事です。

なお営農を行わない場合や 20%以上の減収など適切な営農が出来ない場合には発電設備を撤去し農地に復元することを確約しています。

最後に周辺営農への影響については、1 件、太陽光発電が好きではないとの理由から同意を得ることができませんでしたが、その方からの要望等があれば、できる限り誠実に対応するとのことですのですので支障はないものと考えます。

よって、農地法第 4 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 223 号」は原案のとおり許可相当と

意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第８「議案第224号　農地法第５条の規定による使用目的変更及び使用貸借権設定に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第 224 号　農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び使用貸借権設定に対する意見について」

5 条使用貸借権設定の案件が 1 件でていますので、ご説明いたします。

申請地は、新宮町[redacted]外１筆の田で面積は合計 2,438 ㎡の内 0.29 ㎡、申請人は、借受人が[redacted]、貸出人は[redacted]、転用目的は、父の農地を借り、営農型太陽光発電パネルを設置するものでございます。

農振農用地区域でありますが、例外的許可事由によりまして、太陽光発電施設の支柱部分を３年間、一時転用するものでございます。

工事計画は、許可後 30 日で太陽光発電パネルを設置します。

必要な資金は自己資金で賄いますので、残高証明書で必要な資金が準備できることを確認しました。

太陽光発電パネルの下で行う水稲の栽培について、第３者による調査の結果十分な日照時間は確保出来き、収穫量も地域の平均単収の 20%以上の減収にはならないとの事です。

なお営農を行わない場合や 20%以上の減収など適切な営農が出来ない場合には発電設備を撤去し農地に復元することを確約しています。

最後に周辺営農への影響については、周囲の同意を得ており万が一何かあった場合は、申請者にて善処するとの事ですので支障はないものと考えます。

よって、農地法第５条第２項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませ

んか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 224 号」は原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 9「議案第 225 号　農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第 225 号　農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」

5 条所有権移転・売買の案件が 4 件出ていますので、ご説明いたします。

1 件目の申請地は、揖西町[redacted]の畑で、面積は 373 ㎡、農地区分は、その他の農地となる第 2 種農地（2－(4)）に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が[redacted]、譲渡人は、[redacted]、転用目的は、自社の事業の拡大に伴い、露天資材置場を新たに整備するものです。

土地の造成期間は許可後 60 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地はなく、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

2 件目の申請地は、誉田町[redacted]の田で、面積は 1,120 ㎡、農地区分は住宅等が連たんする区域に近接（おおむね 500m 以内）かつ農地（等）の集団規模 10ha 未満の第 2 種農地（2-(3)）と判断し

ます。
申請人は、譲受人が[redacted]、譲渡人は、[redacted]、転用目的は、売電の為の太陽光発電設備の設置です。
土地の造成期間は令和 5 年 11 月 6 日から 3 日間、施設の建設期間は同月 9 日から 20 日間となっております。
必要な資金は自己資金で賄いますので、残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。
転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。
周辺営農への影響については、隣接農地はなく、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。
3 件目の申請地は、揖西町[redacted]の畑で、面積は、128 ㎡、農地区分は住宅、事業の用に供する施設等が連坦する第 3 種農地（3-(3)）に該当すると判断します。
申請人は、譲受人が[redacted]、譲渡人は、[redacted]、転用目的は、地縁者住宅の建築と併せ、隣接地に譲受人が仕事で使用する露天資材置場を整備するものでございます。
土地造成期間は令和 5 年 11 月 10 日から 20 日間でございます。
必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の証明書などで必要な資金が準備できていることを確認しました。
転用の妨げとなる権利設定はなく、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。
周辺営農への影響については、隣接農地はなく、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周辺営農に支障はないと考えます。
4 件目の申請地は、新宮町[redacted]の田で、面積は 968 ㎡、農地区分は住宅等が連たんする区域に近接（おおむね 500m 以内）かつ農地（等）の集団規模 10ha 未満の第 2 種農地（2-(3)）と判断します。
申請人は、譲受人が[redacted]

[redacted]、譲渡人は、[redacted]、転用目的は、売電の為の太陽光発電設備の設置です。

土地の造成期間は許可日から 30 日間、施設の建設期間は許可日から 90 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地はなく、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、いずれも農地法第 5 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 225 号」は原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 10「議案第 226 号　たつの市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局

「議案第 226 号　たつの市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について」

この構想は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、

これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構想を確立することを目的として作成されたものでございます。
　このたび、「兵庫県農業経営基盤の強化に関する基本方針」が令和5年6月に一部改正されたことに伴い、本基本構想を変更する必要があるため、市から意見を求められているものです。
　変更内容は、2点ございまして、1点目は農業を担う者の確保及び育成を図るための体制を整備、その他支援に関する事項の新設、2点目は、法定化された「地域計画」に関する事項の新設でございます。
　詳しくは、農林水産課の担当者から説明がございます。

○（農林水産課入室　説明）
産業部農林水産課　谷口です。
　たつの市農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想の変更概要につきまして、ご説明申し上げます。
　本市の基本構想につきましては、平成１８年、旧１市３町の基本構想を統合し、新たに策定したものでございます。
　このたびの変更内容についてですが、資料の１０ページをご覧ください。
　まず、「第３の農業を担う者の確保及び育成に関する事項」を追加しています。
　項目としましては、
１　農業を担う者の確保及び育成の考え方
２　市が主体的に行う取組
３　関係機関との連携・役割分担の考え方
４　就農等の希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供について追記しています。
　具体的には、認定農業者制度、認定新規就農者制度の認定受けた者に対する各種支援制度の活用等です。
　新規就農者に対しては、経営開始資金として１５０万円を３年間補助します。
　また、変更内容の２点目としましては、法定化された地域計画に関する事項を新設しています。
　資料の１４ページをご覧ください。
　①地域計画推進事業として、市は農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、地域の農業者等との協議を進め、地域計画を定め目

標地図を策定する内容を記載しています。
　以降、②協議の場の設置方法や③地域計画の区域の基準等の方針を定めています。

　以上で農林水産課からの説明を終わらせていただきます。

○議長（会長）
　議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

○委員
　農業者の自主的・先駆的な取り組みの支援、生産技術の向上・所得向上につながる支援等、様々な面から農業振興に関する施策についての質問、要望等あり。

○（農林水産課　谷口）
　農業振興に関する施策の詳細については、後日改めて説明する機会を設けさせて頂いて、この度のたつの市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更につきましては、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（会長）
　説明のとおり、後日説明会を開くと言うことで、「ご異議なし」ということで、ご了承いただけますか。
（「はい」の声あり。）
　ご異議なしと認め、「議案第 226 号」は「異議なし」と回答することに決しました。

４　閉会宣告
○議長（猪澤敏一委員）
　以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の定例会を閉じます。
閉会宣告　午前１１時２５分

たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 5 年 9 月 27 日

たつの市農業委員会議長
（　会　長　）

議事録署名委員
（15 番緒方光男委員）

議事録署名委員
（17 番長谷川澄男委員）